

2. 新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A

厚生労働省では、ホームページに「新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A」を掲載しています。

内容は、職場で取り組むべき新型コロナウイルス対策や病者の就業禁止の措置についてなどとなっております。宮城労働局のホームページからも確認できるようになっていますので、参考としてください。

●新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&Aについて

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/news20200205coronavirus.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

3. 健診結果、管理者等の報告はお済みですか？

労働安全衛生法では、事業者が労働者に対して健康診断やストレスチェックを実施し、その結果について労働基準監督署あて報告するとともに、当該結果を踏まえて適切な事後措置を講じることが求められています。

また、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医については、選任後、遅滞なく、その選任について労働基準監督署あて報告することとされています。

事業者は、このような手続を適切に行うことを通じて、安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の状況をチェックし、改善を努めながら、より良い職場環境の整備を図ることが可能となります。

法定の実施事項が適切に行われているか、また、その報告が確実に行われているかを今一度ご確認ください。

●健康診断、管理者等の報告書提出について

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200123kennkousiindann-tekiisetu.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

4. 転倒災害は誰の身にも起こりうる災害です！

宮城労働局管内における、令和元年（平成31）年1月～12月の転倒による休業4日以上死傷者数（速報値）は524人、労働災害全体の24.0%を占めております。

転倒しただけで労働災害につながるという大げさに思われるかもしれませんが、実際に転倒により負傷した方の約6割は、1か月以上の長期休業に及んでおり、仕事や生活に非常に大きな影響を及ぼしています。

宮城労働局においては、職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認や、転倒災害の防止に関する意識啓発を行っているところですが、皆様も「転倒」を決して軽視せず、転倒危険箇所（段差・凹凸等）の解消や、会社敷地内の手すり、滑り止めの設置、転倒危険箇所の「見える化」等に努めてください。

●転倒災害防止対策について

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200123tentousaigai-boushi.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

5. 治療と仕事の両立支援の第一歩を踏み出しますか

令和2年1月14日（火）、企業で働く方が病気の治療を行いながら仕事を続けることの取組を促進するため、「宮城 治療と仕事の両立支援シンポジウム」が仙台国際センターにて開催されました。

当日は、「両立支援の配慮は風邪などの際に普通に行われてきたことであり、できるところからいつでも始められる。その第一歩は会社が治療と仕事の両立に取り組んでいることを社員に知ってもらうことである。」等の話があり、企業の労務担当者、産業保健担当者、医療関係従事者など170名の方々が説明者の話に熱心に耳を傾けていました。

皆様の職場においても、両立支援の第一歩を踏み出してみませんか。

[宮城 治療と仕事の両立支援シンポジウムの開催]

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200114chiryoshigotosinnpo.html>

※治療と仕事の両立支援についてのお問合せ・御相談は、宮城産業保健総合支援センターにお願いいたします。

【お問合せ先】

宮城産業保健総合支援センター (022-267-4229)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2019.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
